

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

吉岡町の人口は、吉岡村が誕生した昭和30年(1955年)当時は約1万人で、昭和40年(1965年)頃から増加が続き、平成3年(1991年)の町制施行時には約1万4千人となった。近年では、上毛大橋、吉岡バイパス及び国道17号前橋渋川バイパスの開通や駒寄スマートSICの大型車対応化共用開始などの交通基盤の整備に伴い、大型商業施設の相次ぐ出店や住宅地の開発などが行われ、令和2年(2020年)の国勢調査による人口は21,792人で、人口増加率は県下トップクラスとなっている。国立社会保障・人口問題研究所による推計人口は、令和22年(2040年)には23,789人まで増加し、令和27年(2045年)には23,573人に減少すると見込まれている。

当町の国勢調査による産業別就業人口は、平成7年(1995年)は7,737人、産業分類別割合は、第1次産業11.0%、第2次産業36.9%、第3次産業52.1%となっていたが、令和2年では、産業別就業人口10,747人、第1次産業3.4%、第2次産業25.6%、第3次産業70.9%となり、第1次及び第2次産業は減少しているが、第3次産業は増加している。

当町の中小企業者数は、平成19年(2007年)には、509件であったのに対し、令和3年(2021年)には、496件と、僅かに減少している(商工会員数)。業種別では、飲食業や医療関係は増加しているが、その他の業種は減少傾向にあり、人手不足や後継者不足等の課題にも直面している。

このような中、町内の中小企業において生産性を向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、会社を次の代に引き継いでいくことが求められている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定することで、中小企業における先端設備等の導入を促進する。そのため、当町の先端設備等導入計画の認定数は、2件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関

する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、多岐に渡る業種が存在するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、多岐に渡る業種が特定の地域に限らず存在するため、本計画の対象地域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、多岐に渡る業種が存在するため、本計画の対象業種は、全業種を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者を除く。